

○蒲郡市幸田町衛生組合衛生処理場

の設置及び管理に関する条例

(昭和四十年三月十日
条例第一一〇号)

改正 昭和四十七年 一月 一日条例第二号
平成 元年 三月 九日条例第二号
平成 二年 六月 九日条例第一号
令和 二年 二月 二十四日条例第一号

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百二十五条及び第二百四十四条の二の規定に基づき、蒲郡市

幸田町衛生組合衛生処理場（以下「処理場」という。）の設置及

び管理並びに使用料について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称等)

第二条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

一 名称 清幸園衛生処理場

二 位置 額田郡幸田町大字深溝字黒田八番地

(最大処理量)

第七編 業務 (蒲郡市幸田町衛生組合衛生処理場の設置及び管理に関する条例)

第三条 処理場において処理するし尿の最大量は、一日につき八十
二キロリットルとする。

(使用許可)

第四条 処理場を使用することができる者は、次の各号に掲げる条

件を備え、かつ、管理者の許可を受けた者でなければならない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百
三十七号。以下「法」という。）第七条第一項に基づく蒲郡市
長又は幸田町長の許可を受けた者

二 し尿の投入にタンク車を使用することができる者

2 管理者は、前項の許可をする場合は、前条の最大処理量の範囲
内において行わなければならない。

(使用の制限等)

第五条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合

は、処理場の使用を禁止することができる。

一 法及び関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。

二 処理場を設置した衛生組合の区域外からし尿を搬入した場
合。ただし、災害その他やむを得ない事由により管理者が特に
許可した場合を除く。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、処理場の使
用を制限し、又は投入についての指示をすることができる。

- 一 処理場の設備の管理に支障があると認められるとき。
- 二 し尿浄化槽からくみ取つたし尿の投入が過大と認められるとき。

(使用料等)

第六条 処理場の使用料は、一車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十二条の規定による最大積載量が千八百キログラムを標準とする。)一回の投入について三百円とする。

2 最大積載量が前項の標準車と異なるものの使用料については、前項の基準により換算して管理者が定める。

3 前二項の使用料は、納入通知書により毎月分を翌月二十日までに指定金融機関へ納付しなければならない。

4 管理者は、使用料を徴収するため納付期限の十日前までに納入義務者に対して納入通知書を発しなければならない。

5 第三項の期限までに使用料の納入がない場合は、納期限の翌日から納付の日まで年十・九五パーセントの延滞金を併せて徴収する。

(使用料の減免)

第七条 管理者は、災害その他特別の事情があると認められる場合は、前条の使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第八条 処理場の使用者は、自己又はその使用人の故意又は過失によつて構造物及びその附属設備をき損又は滅失したときは、管理者の命ずるところにより補修し、又はその損害の賠償をしなければならない。

この条は、公布の日から施行する。

(免責)

第九条 この条例及びこの条例に基づく規則により処分を受けたことによる損害については、管理者は、特別の理由がある場合を除き関係者に対してその責任を負わない。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。